

別紙

群馬県ニホンジカ適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画・第六期計画） 提出された意見の概要及び意見に対する考え方

No.	意見の概要	意見に対する考え方	修正箇所の有無
1	シカによる被害は、令和5年度の野生鳥獣による農林業被害額の47%を占めるとともに、尾瀬では、湿原植生の踏み付けや掘り返しなど大きな問題となっている。さらに、最近ではシカとの衝突による交通事故も多いと聞く。市街地出沒抑制も真剣に考えるべきで、気候変動が影響して食糧を求めてくるのか原因を研究し、対策を急ぐべき。	市街地への出沒も急増しており、人身被害も懸念されることから、専門家の協力を得ながら、被害発生要因を分析し、効果的な対策を実施していきたいと考えております。	無
2	侵入防止柵の設置に係る補助事業について、市町村事業は居住地以外の農地は対象外で、県事業は「2戸以上」の補助要件を満たさないと対象外となる。本計画や補助事業の趣旨から、このような補助要件が必要なのか疑問である。侵入防止柵の設置に係る経費の補助は要件を緩和し、農地の所有者が積極的に侵入防止柵の設置に取り組める事業としてもらいたい。	補助事業については、公平性や費用対効果等を勘案し、支援していきたいと考えております。	無
3	狩猟免許の取得等に対する補助金は市町村ごとにバラツキがある。県内統一した補助制度としてほしい。	群馬県では、狩猟免許取得に係る予備講習会の無料化、わな猟捕獲技術講習会及び銃猟講習会の開催等を実施し、捕獲の担い手の確保・育成を進めております。 さらなる捕獲の強化に向けて、技術向上研修や仲間づくり支援など持続可能な担い手対策の検討を進めてまいります。	無
4	6現状と課題（2）生息状況に「現在、県内で捕獲されたシカについては基準値を超える放射性物質が検出されているため、食肉として出荷が制限されている。」を記述すべき。	6現状と課題（2）生息状況は、ニホンジカの分布状況や推定生息頭数について記載しております。ご意見の内容については、11その他管理のために必要な事項（5）捕獲個体の有効活用に、記載しております。	無
5	野生鳥獣肉については、放射性物質の検査を行って安全性の確認を行わなければ食用にはできない。県や国、東京電力が放射性物質の検査体制を構築するか、検査に対する金銭的負担を担うべき。	捕獲個体の有効活用については、11その他管理のために必要な事項（5）捕獲個体の有効活用において、詳細を記載しています。 放射性物質の検査体制については、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定、解除の考え方」に基づき、県が「出荷・検査方針」を策定しており、この方針に沿った体制が構築された場合のみ出荷が可能となっています。 そのため、現在一部解除となっている施設についても、「出荷・検査方針」に基づき、全頭検査を実施した上で基準値を下回ったもののみ出荷しております。 検査費用については、東京電力ホールディングスへの原子力損害賠償請求として検討してまいります。	無
6	東部地域は協議会や鳥獣被害対策実施隊が設置されていない市町村が多い。準備しておく必要があるのでは、設置をすすめるべきではないか。	市町村と連携を図り、協議会や鳥獣被害対策実施隊設置の推進について、努めてまいります。	無